

平成24年度国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援事業による
奨励留学生募集要項

1. 目的

本支援事業は、国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金により実施するお茶の水女子大学120周年記念桜蔭会国際交流奨励賞の事業の一環として、海外の先端的研究者との交流・共同研究を通して研究の一層の充実向上のために海外研修を希望する者に奨励留学生として基金から「国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」を授与し、もって若手女性研究者支援に寄与することを目的とする。

2. 応募資格

1. 本学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程在学者又は人間文化研究科博士後期課程在学者（休学して留学する者を除く。）
2. 本学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程修了者若しくは単位修得退学者又は人間文化研究科博士後期課程修了者若しくは単位修得退学者で、研究を継続中の者（常勤の職員を除く。）
3. 平成24年10月から平成25年9月までの間に留学を開始する者又は留学中の者。
4. 留学期間は、原則として6ヶ月以上であること。
5. 現在、本奨学金を受給している者については、現奨学金受給期間終了後、さらに6ヶ月以上の留学を予定する者。

3. 募集人数及び奨学金額

(1) 募集人数

年間1名ないし2名

(2) 奨学金額

1名につき上限200万円とし、期間及び地域に応じて、審査委員会にて採用者ごとに決定する。

注. 上記の「応募資格1.」以外の者が、海外で学生の身分を持たない場合は、奨学金が一時所得として総合課税の対象として取り扱われるので、後日、数万円の所得税を税務署に納入すること。

4. 支給期間

支給期間は、1年以内とする。ただし、再応募は1度までとする。

5. 応募書類

(1) 平成24年度「国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」申請書（様式I）

様式Iを本学ホームページ (<http://www.ocha.ac.jp/news/h240509.html>) からダウンロードし、記入してください。なお、フォントを「MS明朝」、大きさを10.5ポイントで入力してください。様式の改変はできませんので、所定の枠内に収めてください。

(2) 指導教員等の推薦書（様式任意）

指導教員その他、専攻長及びコース代表でも可。

(3) 海外留学先の受入機関の承認書（様式任意）

日本語又は英語以外の言語の場合、和訳文を添付すること。

(4) 研究業績一覧（様式任意）

著書、論文（審査の有無別）、招待講演、学会発表、その他に分類すること。

6. 申請方法及び締切日

(1) 申請方法

- ① 記入した上記5. 様式Iをメールに添付し国際交流チーム国際交流係 (ryu@cc.ocha.ac.jp) へ送信してください。
なお、件名を「海外留学支援奨学金申請書の提出について(氏名)」とし、ファイル名を「申請書(氏名)」としてください。
- ② 様式Iを両面にてプリントアウトし、(2)～(4)とともに持参又は郵送(書留や宅配便等配達記録が残るもの)にて国際交流チーム国際交流係へ提出してください。

(2) 申請締切日

平成24年6月1日(金) 17時必着とする。

7. 選考及び選考結果通知

(1) 選考

選考は、審査委員会にて行われ、役員会の議を経て、学長が採否を決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、国際・研究機構長から申請者宛てに通知する。

通知時期：平成24年8月上旬(予定)

8. 審査方針

以下の観点から審査を行う。

- (1) 若手女性研究者の育成に寄与するものであること。
- (2) 海外の先端的研究者との交流・共同研究の促進に寄与するものであること。
- (3) 本学の教育・研究水準の向上に資するものであること。

9. 報告書の提出

奨励留学生は、留学期間終了後、1か月以内に報告書(様式任意、支出経費の明細報告を含む)を国際・研究機構長宛てに作成し、国際交流チーム国際交流係に提出する。

10. 採用の取消等

応募内容に虚偽の記載があった場合には、申請を無効とする。

本奨学金が対象外の経費に充てられたことが判明した場合、研究計画等を許可なく変更した場合及び書類提出期限を守らない場合には、奨学金額の減額や採用の取消しをすることがある。

11. その他の注意事項

他の奨学金、助成金等との併給は不可とする。

12. 応募書類送付先及び照会先

お茶の水女子大学国際交流チーム国際交流係

Tel : 03-5978-5722 FAX:03-5978-5951

Mail : ryu@cc.ocha.ac.jp